

鳥取縣公報

昭和十八年八月十七日

火曜日

日次

告示

◆鳥取縣告示第四百二十九號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險藥劑師左ノ通指定セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事

武島一義

氏名

指定年月日

藥局所在地

鳥取市川端一

丁目二三番地

平野伊藏

昭和十八年八月十日

薬局ノ名稱

ヒラノ薬局

鳥取市川端一

丁目二三番地

平野伊藏

昭和十八年八月十日

◆鳥取縣告示第四百三十號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫
左ノ通異動アリタリ

- 勤勞報國隊編成要綱 一頁
- 蒜麥增產に拍車 一頁
- 勝ち抜く誓 一頁

00275

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

診療所々在地	氏名	異動事項
岩美郡小田村大字荒金七一四	青木光雄	管外轉出

昭和十八年八月一日	七月八日
-----------	------

梨頭、柿、筍、南瓜、里芋、葱白菜、甘藍、大根、茄子、牛蒡、蕃茄、人參	米子市
瓜、西瓜	米子市青果物出荷組合聯合會

◆鳥取縣告示第四百三十一號

青果物配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ青果物種類別ノ出荷地區並ニ出荷團體左ノ通指定ス

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百七拾號、昭和十六年十月鳥取縣告示第八百拾五號及昭和十七年六月鳥取縣告示第三百七拾號ノ指定ハ之ヲ取消ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

種類	地出區荷	出荷團體
梨、桃、橘、葡萄、林檎、南瓜、里芋、葱頭、大根、蕃茄、胡蘿蔴、人參	鳥取市	鳥取市青果物出荷組合聯合會

◆鳥取縣告示第四百三十二號

昭和十八年度麥原種左ノ通配付ス

昭和十八年八月十七日

梨、柿、桃、橘、葡萄、栗、南瓜、里芋、大根、牛蒡、西瓜、西芹	東伯郡
--------------------------------	-----

梨頭、柿、筍、南瓜、里芋、大根、牛蒡、西芹	氣高郡
瓜、西瓜	氣高郡青果物出荷組合聯合會

梨頭、柿、筍、南瓜、里芋、大根、牛蒡、西芹	岩美郡
-----------------------	-----

梨頭、柿、筍、南瓜、里芋、大根、牛蒡、西芹	八頭郡
-----------------------	-----

梨頭、柿、筍、南瓜、里芋、大根、牛蒡、西芹	組合聯合會
-----------------------	-------

00276

◆鳥取縣告示第四百三十三號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

區分番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢查章	四昭和一八・八・九日返納	西伯郡 彦名村役場	書記補	松岡安忠
同	五同	同	書記	紺本隆
同	七同	渡村役場	書記	渡邊恒光
一二六	一二七	西伯郡上長田村役場	書記	秦安忠
一二八	同	春日村役場	書記	松石隆
渡村役場	同	渡邊恒造	指	石本潔
同	同	隆亨	指	之亨

品種名	鳥取縣知事 武島一義	配付數量
大麥 瑞穗二號	一三石	一石
裸麥 小鯖二號	一七石	一石
裸麥 コビンカタギ一號	六石四斗	一石
小麥 農林四號	計	三石八斗
		四八石二斗

規定第五條ノ申請書ハ本年ニ限リ八月二十五日迄ニ知事ニ提出スベシ

00277

◆鳥取縣告示第四百三十四號

地方事務官西垣史郎ヲ左記水利組合管理者ニ昭和十八年八月十二日指定セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

米川普通水利組合

新開川普通水利組合

◆鳥取縣告示第四百三十五號

地方事務官山本傳藏左記普通水利組合管理者ヲ昭和十八年八月十二日解キタリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

米川普通水利組合

新開川普通水利組合

◆鳥取縣告示第四百三十六號

府縣道八東江尾停車場線日野郡日野上村大字矢戸壹千九百八拾貳番ノ參地先ヨリ同所壹千壹百七拾七番ノ貳地先ニ至ル

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

府縣道八東江尾停車場線日野郡米澤村大字助、宮市地内

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

府縣道阿昆線矢戸線日野郡日野上村大字矢戸地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

府縣道阿昆線矢戸線日野郡日野上村大字矢戸地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

00278

現 在 路 線 變 更 路 線
日野郡日野上村大字矢戸壹千九百八拾貳番ノ參地先ヨリ同所壹千壹百七拾七番ノ貳地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第四百三十九號
國道十八號路線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方、東品治町、瓦町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

現 在 路 線

變 更 路 線

日野郡米澤村大字宮市如來堂五百參拾六番ノ貳地先

日野郡米澤村大字宮市字如來堂五百參拾六番ノ貳地先ヨリ同所字唐川屋敷廻リ

百參拾八番地先ヲ經テ同所字中屋敷參百八拾壹番ノ壹地先ニ至ル

日野郡米澤村大字宮市字如來堂五百參拾六番ノ貳地先ヨリ同所字唐川屋敷廻リ

國道二十號路線鳥取市吉方、東品治町地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ現狀ノ地域ヲ以テ之ガ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ

同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

00279

現 在 路 線 武 島 一 義

鳥取市吉方六百四拾四番ノ

鳥取市吉方六百四拾四番ノ貳

貳地先ヨリ同市吉方六百貳

地先ヨリ同市東品治町壹百拾

拾貳番地先ヲ經テ同市東品

六番ノ貳地先ヲ經テ同市同町

治町壹百六拾九番ノ壹地先ニ至ル

壹百六拾九番ノ壹地先ニ至ル

△鳥取縣告示第四百四十一號

府縣道鳥取城崎線同宇倍野鳥取線同蒲生鳥取線同大坪鳥取線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ現状ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

現 在 路 線 變 更 路 線
鳥取市立川町四丁目拾九番地先ヨリ同市吉方六百四拾四番地先ヲ經テ同市吉方六百四拾四番地先ヨリ同市同町六百貳拾貳番地先ヲ經テ同市東品治町壹百六拾九番ノ壹地先ニ至ル

△鳥取縣告示第四百四十二號

府縣道鳥取岡山線鳥取市東品治町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ現状ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

現 在 路 線 變 更 路 線
鳥取市東品治町壹百六拾九番壹地先ヨリ同市今町一丁目參拾七番地先ニ至ル 壹地先ヨリ同市今町一丁目參拾七番地先ニ至ル

00280

彙 報

勤勞報國隊編成要綱

戦力増強への一億總進軍

逞しき底力を敵國撃滅へ

開戦の方連戦連敗を續けながら、敵米英の反攻はその豊富な物資と膨大な生産力を恃んでよく執拗である。

今明年を國內生産の最高潮期とする米國、そして日が経つに従つて南方占領地域の諸設備完成と共に我が國の生産力が飛躍的に昂揚することを恐れる敵は、是非この際緒戦の失敗を取り返して頽勢を挽回しようと正に懸命の猪突を行してゐる。

戦に優れた精神力が偉大な力を發揮することはもとよりではあるが、しかし我々は決して物質の力を軽視してはならぬ。敵が十萬臺の飛行機を造るなら我もまた十萬臺を造つて物の力の增强に邁進せねばならない。支那事變以來七

年、戦勝に戦勝を續ける皇軍の力は大東亞戦争必勝の信念を愈々鞏固ならしめてゐるが、殘る問題は生産力である。我等は如何なる困苦にも堪えて生産増強戦に勝ち抜かねばならぬ。前戦では我忠烈なる皇軍は皇國日本の爲、大東亞十億民族の爲命を捨てゝ奮闘されてゐる。我等は前線の勇士に呼應して生産戦完勝の鬪士たらねばならない。我等が職場で農場で鍔を握り鍔を振ふ時、敵米英でも同じく鍔を握り鍔を振つて吾にうち勝たんと狂奔してゐる銃後敵國民のあることを忘れてはならないのである。

かかる事由から政府では本年初頭閣議決定の生産増強勤労緊急對策要綱に基づき、改正強化された國民勤労報國協力令により、勤労奉仕を一元的に統合してこれに國家的な計畫性を與へることゝし、厚生、文部兩省より知事に對し勤労報國隊の當時組織の整備とその動員計畫について指示してゐるので、本縣では急速にこれを全縣下に結成して、大政翼賛會縣支部長たる知事が統監となり、翼賛會を中心として國民運動の諸團体を網羅し、五十萬縣民が協戮して一億一心の舉國勤労動員に參ることゝなつたのである。

00281

左にこの勤勞報國隊編成の概要を記す。

一、隊の組織

勤勞報國隊は次の各團体等によつて組織する。即ち大日本翼賛壯年團、大日本產業報國隊、商業報國隊、農業報國聯盟、日本海運報國團、大日本青少年團、大日本婦人會、勞務報國會等の國民運動團体、宗教團體、比較的重要でない會社工場、及び官公衙等、又團体に所属しないものについて、都市につては町内會單位、町村につては町村單位又は部落單位に組織し、學校報國隊は勤勞報國隊に準じて之と密接な連繫をとる。

又同一人で數種の團籍ある者は住所、職場、年齢等を考慮して適當な區分により主となる所屬團體を決定し、なるべく重複せぬやうにする。

尙勤勞報國隊は常時組織とし、必要な訓練を行つて必要に應じ適時適所に動員し得る体制を整備する。

二、隊の編成

隊員の資格は男子は十四才以上五十才未滿の者、女子は十四才以上二十五才未滿の未婚者とし、その他のものも身

体強壯で勤勞に堪え得る者は志願により隊員となることが出来る。

單位隊は地域又は職域その他團體毎に組織し、隊員の數に應じて小隊、中隊、又は大隊を編成するのであつて、概ね十名内外を以て班をつくり、三班を以て小隊、三ヶ小隊を以て中隊、二ヶ中隊を以て大隊とする。小隊の構成はないべく均一な素質共通な條件の者を以て編成し、隊長班長は隊員中より人格高潔にして信望厚く、指揮統率の實行力ある者から選出するのである。

又空襲或は水火災其の他災害等緊急事態に處する爲、大工、左官、鳶職等の特殊技能者についてはそれらの同業組合に於て特技隊を編成する。

隊の編成完了は九月一日まで、結成は勤勞報國隊指導本部指導の下に關係團體に於て行ひ、神社その他神聖なる地域に於て嚴肅なる結成式を行つて隊の發足をなし結成を終つたら所屬團長より所定の様式により勤勞報國隊統監に報告し、且つ毎年三月一日及び九月一日現在を以て隊の編成概況を届出することになつてゐる。

00282

三、指導本部

各種の勤勞報國隊を綜合的一元的に指導する爲、翼賛會縣支部に勤勞報國隊指導本部を、市郡支部に同支部を置き縣指導本部には統監を置いて翼賛會縣支部長たる知事が當り、又指導本部長は翼賛會縣支部事務局長、指導支部長は郡市支部長、指導副支部長は翼賛會郡市事務長を以て充てる。指導本部並に指導支部の役職員は各地の事情によつて適宜定めることになつてゐる。そして指導本部は勤勞報國隊の編成、指導、訓練、動員其の他諸般の企畫に當り、指導支部は本部の方針に基いて行動するのである。

尙學校報國隊に關する指導統制は、縣學校報國隊本部に於て勤勞報國隊指導本部と緊密なる連繫を保つてこれに當る。

勤勞報國隊指導本部には協議會が置かれるが、これは極めて重要な任務を持つてゐるので、縣廳並に關係官公衙、國民職業指導所、學校、國民運動諸團體、農會、工場、作業場、其の他必要なる團體等の主務者を以て組織し、勤勞報國隊の結成、指導、訓練、動員等に關する協議會を開催する。

勤勞報國隊の勤勞協力を受ける作業は軍需產業、生產擴充計畫、土木建築業、災害復舊事業、農業、公務等の國家總動員業務とこれに準ずるものであるが、計畫外其の他臨時緊急のものもあるので、動員は左の三種に分ける。

四、動員

原則として知事の設定する勤勞報國隊需給計畫に應じて出動する。

1. 計畫動員
2. 緊急動員
3. 隨時動員

空襲又は水火災、其の他の災害等に接し必要ある時は知事其の他官廳の申請に遵ひ、若くはこれと連繫して直に出動する。

發的に出動する。

五、訓 練

勤労報國隊は盡忠報國の精神より發足するものであるから、これを基調として強力なる實踐を遂げしめるやう常にその訓練に意を用ふべきであつて、勤労報國隊指導本部は適當なる方法によつて、勤労報國隊の素質を向上しその行動を有効ならしめる爲、幹部並に現在指導者の訓練の實施又は斡旋に當り、又勤労報國隊請入側責任者は其の請入につき遺漏なき手配をなすのであつて、勤労報國隊の行動要式、訓練要項等については縣勤労報國隊指導本部に於て適宜これを定める。

六、其 の 他

勤労報國隊の運動はもとより愛國運動に出づるものではあるけれども、今後は本業を犠牲として勤労協力する場合が多いので、一定限度の生活保障の必要も起つて来るし、又作業用品の損耗等もあるわけであるから、その勤労奉仕の期間とか性質に依つては謝金及び手當を受け得ることになつてゐる。

への作付、他種作物地の間作周圍作による利用等を督勵すると共に、肥料自給、飼料増産、労力補給等にも萬全を盡し、且つこれら施設に對する助成の途をも講じてその完遂に邁進してゐるのである。

とかく日本人は從來よりの米麥主食慣習のまゝで、甘藷

や馬鈴薯を始め雜穀による營養の攝取を疎んとする風がある

が、米麥の耕作可能地域には限りがあり、且つ栽培技術に於ても大体開發の頂點に近くてその增收も餘り大量を望むことが困難と考へられるので、この上の食糧増産を圖る爲には米麥以外のものによる食慣習を啓發して、栽培に努めることが極めて肝要である。

甘藷、大豆、粟其の他既に縣民各位の熱意により作付を終り、着々手入れに勵まれてゐるのであるが、つゞいて作付すべきは蕎麥である。

蕎麥の増産目標として本縣に對し農林省より割當てられ縣内に割當してゐる收穫目標は

作付廢止畑

作付反別 九四町 六五八石

總收穫量

00282

又作業中に事故の爲傷害を受けたり死亡する場合もないとはいへぬので、かかる場合にはそれらの工場事業場の災害扶助の規則によつて、一般從業員と同様に扶助し、又は弔慰の途を講ずる等、萬一の場合にも後顧の憂ひなからしめるやうにしてある。

(勤労課)

蕎麥增産に拍車

荒空廢地燒畑等により 絕對食糧國內自給完遂

苛烈なる大東亞決戦下、國民食糧の國內自給を確保して國民の生活を絶対安全ならしめることはまことに刻下喫緊の急務である。政府は即ち今春特に臨時議會を開催してこれが對策を決定し、その完璧に邁進せられつゝあるのであつて、米麥、甘藷、馬鈴薯其の他雜穀の増産を劃期的に實施し、不耕作田の解消はもとより伐木跡地、燒畑切替地、河川敷、空荒廢地、工場建設豫定地等あらゆる栽培可能地

	燒 畑 切 替 地	一六五	一八五五
伐 木 地	三三〇	一三四〇	
空 荒 廢 地	一五	一〇五	
輪 作 改 善	一九五	一三六五	
計	七八九	五五二三	

であつて、種子についても關係機關を通じて配付の手配をしてゐるので、農家はもとより團体その他一般非農業者に於ても、寸土も餘すことなく辟付けて食糧の國內確保に完璧を期せられたい。

蕎麥は性來氣候溫和で稍々濕地を好むが、成育期間が他の作物に比べて短いので何處でも栽培が可能である。旱魃寒氣、風雨等に害されることがあるが本縣ではまづ大丈夫といつてよい。

土質は砂質壤土、壤土を好むが重粘地以外は大抵の瘦せ地でも成育する。殊に新開地に適し、開墾地、休閑地の始めての作物として最適である。根が細いから耕耘整地を丁寧にし、充分土を碎いて條間一尺五寸乃至二尺、播巾五一六寸乃至七一八寸の條播として反當四一五升、もし撒播と

00285

するなら反當一斗位とし、草木灰を施す。播種した上に乾草を薄く覆ふことは鳥害を防ぐ上に極めて有効である。下肥を施す場合は元肥とするか、發芽直後に用ゐる。秋蒔蕎麥の播種は餘り早いと、莢葉が繁茂し過ぎて無駄花が多くなり収量が減じ、又あまり遅いと霜害を受けるから、八月中旬に播種、十月下旬より十一月初旬に收穫するを適當とする。

收穫は降霜前に七一八割成熟した頃を見計らつて刈取り稻架様のものにかけて乾燥するのである。

(農務課)

「勝ち抜く誓」

常會其の他の會合に唱和

曩に第四回中央協力會議に於て決定せられた「勝ち抜く誓」は必勝への國民決意を顯現するものであつて、決戦下に於て國民各々これを心底に銘じ、臣道實踐に邁進すべき時であるので、今後部落會、町内會、隣保班等の常會に於

ては勿論、各種會合に於てもこれを朗讀し、以て國民士氣を一層振起せられたい。

勝ち抜く誓

みたみわれ 大君にすべてを捧げまつらん

みたみわれ すめらみくにを護りぬかん

みたみわれ 力のかぎり働きぬかん

みたみわれ 正しく明るく生きぬかん

みたみわれ この大みいくさに勝ちぬかん

イ、發聲者が先づ「勝ち抜く誓」と云ひ、會衆は同じく唱和の仕方

「勝ち抜く誓」と繰返すこと。

ロ、次に發聲者が第一節の第一句を「みたみわれ」と唱へ、そこで句切り、會衆は同じく「みたみわれ」と續け、更に第二回に移つて「大君にすべてを捧げまつらん」と一息に唱へ、會衆も其の通り続けること。

「勝ち抜く誓」の解説

我々は是非共此の大戰争に勝たねばならぬ。さつために

は必勝の自信と必死の努力とが必要である。此の二つは皇國民であり日本人であると云ふ自覺から生れるのである。

「みたみわれ」と口にする時皇國の有難さ、世々の

天皇の御仁慈、我々の祖先の忠誠と勇武等、皇國に生れた誇りと感激が湧然と胸の中に溢れて來るのである。

みたみわれ 大君にすべてを捧げまつらん

大君にすべてを捧げまつる決意も「みたみわれ」の自覺から自然に生まれる。すべてをと云つても、肝心なものは

生命である。皆が生命を捧げまつる覺悟が出来れば不安も動搖もなくなり、前線の勇士と同じに日本人の一人々々が神兵のやうに強くなるのである。

みたみわれ すめらみくにを護りぬかん

すみらみくにを護ると云ふのは防空、防諜等に依り身を挺して國を防衛し、此の尊き國體、榮ある日本の傳統を何處までも護りぬくことである。

我々は力の限り戦力増強に働きぬかう。

みたみわれ 正しく明るく生きぬかん
戦争生活はあくまで正しく強く明るくなければならぬ
皆が身勝手をやり、不正を働いて一身一家のことだけを考えたらおしまひである。どんなに苦しくてもそれを顔に出さないのが日本人のたしなみである。「壯は決死、顔には微笑」で行かう。

みたみわれ この大みいくさに勝ち抜かん

大東亞戰爭はやむにやまれぬ正義の戰ひである。皇道宣布の聖戰である。一億の國民舉つて「みたみわれ」になり切り勇往邁進、最後まで勝ち抜かう。

(地方課)

×

×

×

×

×

×

00286

00287

映畫で食糧増産の志氣昂揚農林省が全國を行脚—

食糧増産の緊急なる現下の情勢に鑑み、農林省では帝國農會、農村文化協會と共催で政府の諸施策を直接農業者に周知徹底せしめると共に、益々食糧増産の志氣昂揚を圖ることの緊切なるを認め、目下全國的に之が志氣の昂揚に努めつゝあるが、本縣に對しても

一、増産紙芝居を全農村に對して本月中に一部宛配付し、部落農業團体、隣組常會等を通じて之が活用を圖らしめると共に

二、食糧増産の緊要なることを國民學校の生徒兒童を通じて周知せしめるため「増産繪物語」を全農村の國民學校に五枚宛配付し、更に

三、十月三日より五日までの三日間主要食糧の供出成績が優良で増産の熱意の旺盛なる農村（縣下で三ヶ所）に巡回映畫班を派遣せられることとなつた。

昭和十八年八月十七日印刷
昭和十八年八月十七日發行

發行者 烏取縣烏取市東町 取
印刷所 (西島19) 前田印 刷 所

尙本施設の實施を機會に其の農村は固より附近の農村よりも多數參加せしめて、食糧増産の志氣昂揚に關する協議會、講習會等が開催せられることになつてゐるが、各農村に於ても此の政府の意圖を諒して決戦下の食糧増産に一層の努力を效されるやう切望する次第である。（農務課）